# 日本の主な山岳標高 -日本の山岳標高一覧(1003山)-(調査概要)

## 1. 調査の背景

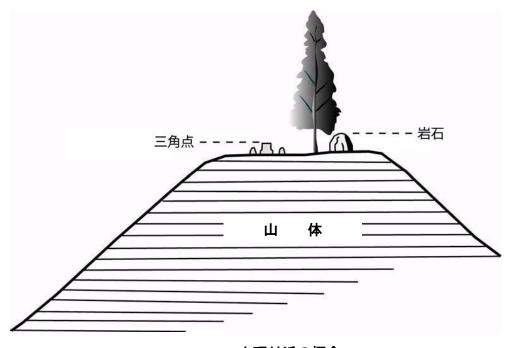
従来、山の高さは、国土地理院が刊行している地図に表記された山頂付近の三角点や標高点の標 高値、または、山頂付近の最高位の等高線数値などが用いられてきました。

しかし、これらの標高値等は、必ずしも山の最高地点の値とは言えず、三角点は、三角点の置かれた位置の値であり、標高点もその山の最高地点の値とは限りません。また、山頂付近の最高位の等高線は、一般的に最高地点の標高よりは低い値となります。 こうした標高値等が山の高さとして認識されていたことや、著名な山にもかかわらず、標高値の存在しない山、標高値が表示されている箇所以外に最高地点が存在するなどの現状を踏まえ、全国整備が完了していた 2 万 5 千分 1 地形図(以下、地形図)により改めて山の最高地点の標高を調査しました。

#### 2. 調査概要

#### (1)山の最高地点のとらえかた

山の最高地点は、山体及び山体の一部(岩石圏)から成るものとし、樹木等の生物に属するもの及び三角点以外の人口的建造物は、山の最高地点とは見なさないこととしました。



山頂付近の概念

#### (2)調査方法

調査方法は、地形図で三角点等の基準点及び標高点がその山の最高地点と判読できる場合は、 その標高値を採用し、それ以外の場合(山頂に標高値がない場合や近くに最高地点を有する峰が ある場合等)には、写真測量により山の最高地点の位置と高さを求めました。ただし、写真測量で 高さが求められない場合は、現地測定を実施し、求めた値を採用しました。

#### 3. 記載内容の説明

山 名 : 一山一峰の単純な山は山名をそのまま記載したが、複数の峰(山頂)を持つ複雑な 山は、全体を総称する名称を山名として記載。

く ) : 複数の峰(山頂)を持つ複雑な山で最高峰が山名とは異なる名称がある場合の山頂名。 なお、最高峰で無い場合でも記載することが妥当と判断された著名な峰については同様 に記載。

( ) : 山名の別称(地形図上で表示されているもの)

[ ] : 地形図上では山名が表示されていなかったが、検討の結果記載する ことにしたもの。

都道府県 : 最高地点が所在する都道府県名を記載。山頂付近が境界未定の場合は、関係する可能性のある都道府県名すべてを記載。

所 在 等 : その山の位置をわかり易くするために、「主要自然地域名称図」(昭和 29 年)を参考にして、山域毎にグループ分けしたもの。

標 高 : 高さの基準は、測量法及び同法施行令に定めるとおり、東京湾の平均海面を基準とした。ただし、離島にあっては、その離島周辺の平均海面を基準としている場合がある。 記載する数値は、メートル位までとし、三角点の標高値を採用する場合は、当該三角点の基準点成果の標高値をメートル位以下第一位で四捨五入した。

緯度経度: 各山の最高地点の位置を経緯度で秒単位まで記載。三角点が最高地点にあるものは 三角点の基準点成果を、標高点・測定点の場合は地形図での図上計測(測定点の場 合は現地計測緯度経度)による数値を記載。

三角点名等: 三角点の標高値を採用した場合は三角点名を記載。写真測量で測定した場合は「標 高点」、現地測定を行った場合は「測定点」と記載。

備 考 : 山名の別称など、参考となるデータを記載。また、山名や標高値の更新が行われた 場合の履歴も記載。

### 4. 山の高さの更新

山の高さは以下の要因により更新されます。基本的には、地形図の更新に併せて実施しますが、地 形図の更新に先駆けて実施する場合もありますのでご了承ください。

- (1)地震、噴火、その他の自然災害及び人工的に地形が著しく変化した場合。
- (2)最高地点が三角点、標高点の表示されている山頂とは異なる峰に存在することが明らかになった場合。
- (3)地形図の等高線と三角点、標高点の位置、高さが明らかに異なる(誤表記)場合。
- (4)三角点の標高値が改定された場合。
- (5)その他、山の高さに疑問があり、国土地理院が計測の必要性があると判断した場合。